

地下水質に係る基準値について

項目	環境基準 (mg/L)	浄化基準 (mg/L)	浸透基準* ¹ (mg/L)
カドミウム	0.003	0.003	0.001
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	0.1
有機燐 (りん)	-	検出されないこと	0.1
鉛	0.01	0.01	0.005
六価クロム	0.02 (旧 0.05)	0.05* ²	0.04*²
砒素	0.01	0.01	0.005
総水銀	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	0.0005
PCB	検出されないこと	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	0.02	0.02	0.002
四塩化炭素	0.002	0.002	0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	0.01	0.01	0.002
テトラクロロエチレン	0.01	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	0.0002
チウラム	0.006	0.006	0.0006
シマジン	0.003	0.003	0.0003
チオベンカルブ	0.02	0.02	0.002
ベンゼン	0.01	0.01	0.001
セレン	0.01	0.01	0.002
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	アンモニア性窒素		0.7
	亜硝酸性窒素	10	0.2
	硝酸性窒素		0.2
ふっ素	0.8	0.8	0.2
ほう素	1	1	0.2
1,4-ジオキサン	0.05	0.05	0.005

※1 告示上は、「有害物質が検出されないこと」。具体的には、表中の濃度以上が検出されないこと。

太字は、地下浸透基準が環境基準の1/10になっていない項目

※2 今回の見直し対象

<参考>

○地下水環境基準（環境基本法第16条）

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

○地下水浄化基準（水質汚濁防止法第14条の3、同法施行規則第9条の3）

水質汚濁防止法においては、特定事業場（特定施設を設置する事業場。以下同じ。）又は有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場から有害物質を含む水の地下浸透があったことにより、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、環境省令で定めるところにより、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場の設置者又は設置者であった者に対し、地下水の浄化措置を命令することができる。環境省令においては、有害物質の種類毎に浄化基準を定め、当該基準を達成することを求めている。

○地下浸透基準（水質汚濁防止法第8条、同法施行規則第6条の2）

水質汚濁防止法においては、有害物質使用特定施設（有害物質を使用等する特定施設。以下同じ）を設置する特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは地下へ浸透させてはならないとしている。環境省令において、有害物質を含むものとしての要件とは、「環境大臣が定める方法により検定した場合において当該有害物質が検出されること」とされている。

■地下浸透基準の設定方法について

有害物質の地下浸透基準は、以下のいずれかにより設定されている（別紙参照）。

- ・環境基準の1/10
- ・検定方法の定量下限

地下浸透基準値が環境基準値の1/10より高くなっている項目についても、公定法（JIS 工場排水試験法）の定量下限を浸透基準としている。また、複数の検定方法が規定されている場合は、最も定量下限値の高いものが地下浸透基準値として採用されている。

地下浸透基準の設定方法について

(1) 浸透基準が環境基準の 1/10 になっている項目

項 目	制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法
		(mg/L)	(mg/L)	
ジクロロメタン	平成 5 年	0.02	0.002	環境基準の 1/10 に設定 (※)
四塩化炭素	平成 5 年	0.002	0.0002	環境基準の 1/10 に設定 (※)
塩化ビニルモノマー	平成 24 年	0.002	0.0002	地下水環境基準告示 ¹⁾ 付表の定量下限値
1,2-ジクロロエタン	平成 5 年	0.004	0.0004	環境基準の 1/10 に設定 (※)
1,2-ジクロロエチレン	平成 5 年	0.04	0.004	環境基準の 1/10 に設定 (※)
1,1,2-トリクロロエタン	平成 5 年	0.006	0.0006	環境基準の 1/10 に設定 (※)
1,3-ジクロロプロペン	平成 5 年	0.002	0.0002	環境基準の 1/10 に設定 (※)
チウラム	平成 5 年	0.006	0.0006	環境基準の 1/10 に設定 (※)
シマジン	平成 5 年	0.003	0.0003	環境基準の 1/10 に設定 (※)
チオベンカルブ	平成 5 年	0.02	0.002	環境基準の 1/10 に設定 (※)
ベンゼン	平成 5 年	0.01	0.001	環境基準の 1/10 に設定 (※)
1,4-ジオキサン	平成 24 年	0.05	0.005	環境基準告示 ²⁾ 付表 7 の定量下限値

※公定法は 1/10 以下まで測定可能

(2) 浸透基準が環境基準の 1/10 より低い項目

項 目		制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法
			(mg/L)	(mg/L)	
1,1-ジクロロエチレン		平成 5 年	0.1	0.002	旧環境基準 (0.02mg/L) の 1/10 に設定
1,1,1-トリクロロエタン		平成 5 年	1	0.0005	公定法の定量下限値による
トリクロロエチレン		平成元年	0.01	0.002	公定法の定量下限値による
テトラクロロエチレン		平成元年	0.01	0.0005	公定法の定量下限値による
硝酸性 窒素及び 亜硝酸性 窒素	アンモニア性窒素	平成 20 年	10	0.7	公定法の定量下限値による
	亜硝酸性窒素			0.2	
	硝酸性窒素			0.2	

(3) 浸透基準が環境基準の 1/10 より高い項目

項 目	制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法
		(mg/L)	(mg/L)	
カドミウム	平成元年	0.003	0.001	公定法の定量下限値による
鉛	平成元年	0.01	0.005	公定法の定量下限値による
六価クロム	平成元年	0.02 (旧 0.05)	0.04※	公定法の定量下限値による
砒素	平成元年	0.01	0.005	公定法の定量下限値による
総水銀	平成元年	0.0005	0.0005	公定法の定量下限値による
セレン	平成 5 年	0.01	0.002	公定法の定量下限値による
ふっ素	平成 20 年	0.8	0.2	公定法の定量下限値による
ほう素	平成 20 年	1	0.2	公定法の定量下限値による

※今回の見直し対象

(4) 環境基準が「検出されないこと」となっている項目

項 目	制定の時期	環境基準	浸透基準	設 定 方 法
		(mg/L)	(mg/L)	
全シアン	平成元年	検出されないこと	0.1	環境基準の定量下限値が 0.1mg/L となっており、これに合わせたもの
有機燐	平成元年	—	0.1	排水基準告示 ³⁾ 付表 1 の定量下限値による (環境基準は平成 5 年に削除されたが、それ以前は「検出されないこと (定量下限 : 0.1mg/L)」であった)
アルキル水銀	平成元年	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表 2 の定量下限値による
PCB	平成元年	検出されないこと	0.0005	環境基準告示付表 3 の定量下限値による

¹⁾ : 地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年告示第 10 号)

²⁾ : 水質汚濁に係る環境基準について (昭和 46 年告示第 59 号)

³⁾ : 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法
(昭和 49 年告示第 64 号)